

■ 令和7年度八戸市健康福祉審議会
民生委員審査専門分科会 会議録

日 時	令和8年3月23日(月) 14:00~14:30
場 所	八戸市庁 別館7階 会議室A
出席委員	田名部 裕美 専門分科会長 吉田 守実 委員 榎山 義則 副専門分科会長 山口 徹 委員 中谷 美由紀 委員 以上5名
欠席委員	間山 路代 委員 以上1名
※委員の半数以上が出席したため、当審議会規則第4条第2項及び第5条第11項の規定により 会議が成立	
事 務 局	佐々木 福祉部長兼福祉事務所長 事務局：福祉政策課 小笠原 福祉部次長兼福祉政策課長 中嶋 副参事(福祉政策GL)、大川 主幹、秋山 主幹 以上5名
議 事	(1) 副専門分科会長の選出について (2) 民生委員・児童委員の委嘱状況について
結果概要	(1) 空席となっていた副専門分科会長に榎山委員を選出した。 (2) 資料のとおり事務局から説明。八戸市民生委員・児童委員の委嘱状況について、令和7年12月1日の一斉改選時と、その後の増減を報告し、了承を得た。 (以下、議事詳細)

▼ 会議内容

■ 次第

- 1 開会
- 2 専門分科会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 副専門分科会長の選出について
 - (2) 民生委員・児童委員の委嘱状況について
- 4 閉会

■ 議事録

1 開 会	
司 会	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度 八戸市健康福祉審議会 民生委員審査専門分科会」を開催いたします。私は、本日の進行を務めます、福祉政策課の中嶋と申します。よろしくお願いいたします。</p>
司 会	<p>会議に入る前に、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>まず、資料についてでございますが、次第、委員名簿、資料1「民生委員・児童委員の委嘱状況について」、参考資料1「民生委員審査専門分科会の職務及び運営方法について」、参考資料2「八戸市民生委員・児童委員候補者審査基準、八戸市主任児童委員候補者審査基準」以上について、全てでございますでしょうか。また、席図をお配りしております。</p>
司 会	<p>それでは、会議に移りたいと思います。</p> <p>本日は、^{まやま}間山 ^{みちよ}路代 委員が都合により欠席されておりますので、6名中5名の出席となっております。委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、当審議会規則第4条第2項 及び 第5条第11項 の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p>
2 専門分科会長あいさつ	
司 会	<p>それでは、田名部会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>みなさんこんにちは。本日はお忙しい中、民生委員審査専門分科会へご出席をくださりましてありがとうございます。八戸市議会の民生環境常任委員長をしております田名部裕美と申します。民生委員は地域においても大変重要な役割を担っていただいておりますけれども、なり手不足や、高齢化など様々な課題を抱えております。本日は委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきながら、民生委員の皆様にとってよりよい方向性を示していければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>

司 会	<p>ありがとうございました。次に、前任者の退任に伴い、令和8年1月6日付で新たに委嘱となった委員の方をご紹介します。</p> <p>八戸市民生委員児童委員協議会 会長の <small>ならやま よしのり</small> 榎山 義則 委員でございます。榎山委員より一言ご挨拶をお願いいたします。</p>
榎山委員	<p>去年の12月の一斉改選の組織会において中嶋前会長から会長職を仰せつかりました榎山義則と申します。何もわからない状況ですが皆様の指導を得ながら進んでいければと思っております。よろしく願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。それでは、議事に入ります。</p> <p>当審議会規則第4条第1項及び第5条第11項の規定により、「専門分科会の会議は、会長がその議長となる」こととされていることから、田名部会長に議長を務めていただきます。会長、よろしく願いいたします。</p>
3 議事（1）副専門分科会長の選出について	
会 長	<p>それでは、次第に従いまして、議事を進めてまいります。皆様のご協力を頂きまして、円滑に議事を進めて参りたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>議事（1）「副専門分科会長の選出」を行います。前任の中嶋副会長のご退任により、副会長が空席となっておりますことから、新たに選出する必要がございます。選出については、当審議会規則第5条第6項の規定により、委員の互選によることとなっております。選出方法には、投票と推薦の方法がありますが、推薦の方法でいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声】</p> <p>それでは、推薦といたします。どなたか御推薦をお願いいたします。</p>
A委員	<p>榎山委員がよろしいかと思えます。</p>
会 長	<p>ただ今、A委員より、榎山委員のご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの声】</p> <p>それでは、副専門分科会長は榎山委員をお願いすることに決定いたしました。榎山委員は、副専門分科会長席へ御移動をお願いいたします。</p>

3 議事（2）民生委員・児童委員の委嘱状況について

会 長	次に、議事（2）「民生委員・児童委員の委嘱状況について」、事務局から説明願います。
事務局	<p>はい。議題に入ります前に、今回初めてのご出席となる委員もいらっしゃることから、当分科会の職務と運営方法について、簡単に説明させていただきます。</p> <p>参考資料1の「民生委員審査専門分科会の職務と運営方法について」をご覧ください。まず、「1. 民生委員審査専門分科会の職務」についてですが、大きく二つの職務がございます。</p> <p>一つ目としては、「民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項の調査審議」があり、これは、社会福祉法第11条に基づくもので、国に対する民生委員の推薦及び解嘱の具申について、ご審議をいただくものでございます。下に推薦及び解嘱の流れを記載しておりますので、後ほどご説明申し上げます。</p> <p>二つ目の職務に、「その他民生委員・児童委員に係る重要な事項に関する調査審議」がございます。こちらは、例で言いますと、3年に一度の民生委員一斉改選に向けた定数・区域割の見直し案について、改選が行われる前年度に当専門分科会にお諮りし、ご審議いただいております。</p> <p>それでは、1番目の職務について、民生委員児童委員の推薦や解嘱の流れをもとに、もう少し詳しく説明いたします。</p> <p>委嘱についてですが、通常の流れとして、町内会等は市長からの推薦依頼に基づき、適任と思われる方について調書を作成し、市に推薦します。市では、その候補者を民生委員推薦会にお諮りし、適否を審査していただき、「適任である」と答申された候補者を、国へ推薦するという流れとなっております。当専門分科会としては、下のコメ印に記載してございますように、これまで事例がなく、今後も想定しにくいことではありますが、民生委員推薦会の推薦した者について、市では民生委員として適当でないと認めるとき、ご審議をいただくこととなっております。</p> <p>次に、民生委員の解嘱に関しては、通常の流れとして、民生委員本人から何らかの事情により解嘱届の提出があった場合、審議は経ずに、国へ解嘱の具申をすることとなります。</p> <p>一方、参考資料に記載の解嘱については、民生委員法第11条に関連する解嘱となりまして、民生委員が法の規定に抵触した場合に、本人の同意なしに解嘱</p>

できるというものになります。民生委員法第 11 条の条文を裏面の下の方に記載してございますので、ご覧ください。

3 項目が規定されており、第 1 号として、「職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」、2 号として「職務を怠り、又は職務上の義務に違反した場合」、3 号として「民生委員たるにふさわしくない非行のあつた場合」となっております。

前のページにお戻りいただきまして、これらの事由が発生した場合には、市長は当専門分科会に対し、当該民生委員の解嘱に対する同意の可否について諮問をします。専門分科会では審議に入る際に、民生委員本人にその旨を通告して、2 週間以内に意見を聴取し、その意見を踏まえた上で、ご審議をいただくこととなります。

審議の結果、解嘱に同意いただいた場合は、その意見を付して国へ解嘱の具申をいたしますが、分科会の同意がない場合は、具申はできないものとなります。以上が、民生委員・児童委員の推薦及び解嘱の流れとなります。

続いて、2. の民生委員審査専門分科会の運営方法については、①～⑤までの 5 項目掲げておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。なお、裏面と 2 枚目はこれまでの説明に係る法令を載せてございます。

また、参考資料 2 として、民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の審査をする際の基準を添付しておりますので、こちらも後ほどご確認いただければと存じます。参考資料については以上でございます。

それでは、議題に入りますので、資料 1 「民生委員・児童委員の委嘱状況について」をご覧ください。

まず、「1. 一斉改選における委嘱状況について」ですが、こちらは一斉改選が行われた令和 7 年 12 月 1 日時点での委嘱状況でございます。民生委員には、町内ごとに配置される民生委員・児童委員と、地区ごとに配置され、児童への支援を専門とする主任児童委員がございしますが、今回の一斉改選時には、民生委員・児童委員が 432 人、主任児童委員 41 人の計 473 人が委嘱されました。

委嘱者の、性別の内訳についてでございますが、男性の民生委員・児童委員が 184 人、主任児童委員が 3 人で計 187 人、女性の民生委員・児童委員が 248 人、主任児童委員が 38 人で計 286 人となっております。

次に、新任・再任の別についてでございますが、新任は民生委員・児童委員が 75 人、主任児童委員が 2 人で計 77 人、再任は民生委員・児童委員が 357 人、

	<p>主任児童委員が39人で計396人となっております。</p> <p>次に、年齢階層ごとの実数、割合についてでございますが、民生委員・児童委員が49歳までが12人で3%、50歳から59歳までが28人で7%、60歳から69歳までが139人で32%、70歳から79歳までが235人で54%、80歳以上が18人で4%となっております。</p> <p>主任児童委員につきましては、49歳までが4人で10%、50歳から59歳までが8人で19%、60歳から69歳までが20人で49%、70歳から79歳までが9人で22%となっております。</p> <p>最後に、平均年齢等についてでございますが、民生委員・児童委員の平均年齢は69.3歳で、主任児童委員は62.6歳、全体では68.8歳となっております。最高齢は民生委員・児童委員が84歳、主任児童委員が76歳、最年少は民生委員・児童委員が38歳、主任児童委員が47歳となっております。</p> <p>続きまして、裏面の2「一斉改選後の委嘱状況について」をご覧ください。</p> <p>まず、1)の「八戸市の配置定数及び実数の状況」でございますが、区域担当の民生委員児童委員及び主任児童委員合わせまして定数538人に対し、令和7年12月1日時点の委嘱者数は473人ございました。その後、473人のうち4人から解嘱願が提出され、そのうち1人の後任候補者として推薦された方と、欠員になっていた町内から推薦された7人の計8人について、2月2日に開催されました民生委員推薦会での審査を経て、国へ推薦し、3月1日付けで委嘱が決定したものでございます。したがって、現在の委嘱者数は、473人から4人増えまして477人となり、欠員は61人になります。</p> <p>次に2)の「欠員地区・町内の状況」をご覧ください。こちらは、現在の欠員の状況を示したものでございます。民生委員・児童委員については、18地区55町内で55人の欠員となり、主任児童委員については6地区で6人が欠員となっております。以上で、説明を終了いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいまの説明に対して、委員の皆様からご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。</p>
<p>A委員</p>	<p>欠員地区・町内の状況について、今後どのような方策をもって欠員が埋まると考えているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>欠員が生じている町内については、隣の町内の方などが対応いただいております。また、そこに欠員分の活動費を出すなどの対応をとっています。</p>

A委員	人数を増やすのは難しいけれども、地区で連携をしてということですね。
事務局	新たに民生委員が決まるということもありますが、増やすのはなかなか難しいところがあります。そのような形で活動を繋いでいるという厳しい状況ではありません。
A委員	わかりました。
会長	他にありませんか。
B委員	福祉協力員ですけど、どのような状況ですか。
事務局	配置する基準といたしまして、民生委員1人につき、1を超える町内を担当する場合、それから、民生委員1人につき360世帯を超える場合に配置しております。令和7年4月1日時点で44人でしたが、令和8年2月1日時点で62人と人数を増やしております。以上でございます。
会長	他にありませんか。
C委員	なかなか大変な状況だと思っておりますが、県下の状況と見通しについて、人口減少とか状況の変化などがあって、区割りもだんだん変わってくるのかもしれないんですけど、その見通しなども含めて、次回の改選期までに定数が538人から少なくなるのか、増えるのか、そのあたり2つお伺いしてもよろしいでしょうか。
事務局	<p>県内だいたい青森市も似たような感じでした、90%を切るような状況です。全国の充足率は90%を超えており、全国を下回っている状況でございます。</p> <p>定数につきましては、状況をみながら検討していきたいと思っておりますが、民生委員になりたいという方がいらしたら、なれるように定数自体は今まで増やしてきています。</p>
C委員	なかなか200世帯とか、大変だろうなと思うので、現実的には民生委員の方が沢山いらっしゃった方がいいと思いますが。
B委員	そうですね、少なくするという事は要するに隣り合う町内を一つにして、一人の民生委員で対応するという事になります。そうすると、戸数とか、受け持つ区域が広がるんです。なので、かえってその人に対して負担が大きくなりかねない。定数を減らすということは慎重にならなければいけない。地域の事情というのがあると思いますけれど。

	<p>私の南郷地区については、戸数の割には範囲が広いんです。隣の家まで 100 mとかありますので、歩いて調査に行ける状況にないところもある。戸数だけで一つに下さいと言われると、受け持つ範囲が広大なので、車でないと歩けないということもあります。地域の事情を考慮して定数を考えていただければと思っております。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。定数は改選期に行っており、世帯数だけではなく地域の御事情を伺って決めております。</p>
C委員	<p>先ほど、民児協のほうから、福祉協力員のことが出ておりましたけれど、私も大事な制度じゃないかなと思っていて、今 62 人いらっしゃるって聞いたんですが、桁が違うんじゃないかなと思ったんですけど。民生委員さんどなたにも福祉協力員がつくような仕組みの方が、地区をまたぐということをつくということよりも、民生委員さんを助けてくれるような、自分の町内会とかであればわかるんですけども、そこだけでは済まないと思うので、民生委員さんが町内を複数持っているのではないかとこの人数からみると思うので、福祉協力員というような立場の方を、たくさん増やすと民生委員さんの活動も楽になるし、地域の困りごとも、拾い上げやすいのではないかなと思って、福祉協力員という制度を広めている地域もあるようなので、その辺のところも参考にさせていただいて、今日は間山委員がいらっしゃらないので、社会福祉協議会さんあたりが、そのあたりをやっていただくといいなと思いながら福祉協力員の話をお聞きしたので、もし可能であれば増やせば、民生委員さんの活動としては、助かるのではないかなと思いました。以上です。</p>
事務局	<p>今お話をいただいたのですが、福祉協力員については、配置基準を拡大してきています。退任された民生委員さんになっていただくなど、極力民生委員さんの負担を軽減したいと考えておりますので、今後もいろいろ検討していきたいと考えております。以上です。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p> <p>それでは、議事（2）「民生委員・児童委員の委嘱状況について」は、終了いたします。</p>
会長	<p>以上で、本日予定しております案件は全て終了いたしました。他に何かございませんか。</p> <p>【ありません】</p> <p>なしということですので、これをもちまして議事を終了させていただきます。</p>

4 閉会

司 会

- 会長、ありがとうございました。
- それでは、以上をもちまして、令和7年度八戸市健康福祉審議会民生委員審査専門分科会を閉会いたします。
- なお、明日24日には、13時より別館2階会議室B・Cにて、健康福祉審議会がごございますので、御出席される方はどうぞよろしくお願いたします。